

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	総合教育会議に関する事務		

事業概要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に基づき、市長と教育委員会による協議・調整を行い、教育行政の推進を図るため、総合教育会議を開催します。</p> <p>なお、本市では茅ヶ崎市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程第2条に基づき、教育委員会の事務局が補助執行しています。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (総合教育会議) <p>第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。</p> <p>一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講すべき施策</p> <p>二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講すべき措置</p> ・茅ヶ崎市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 (教育委員会職員の補助執行) <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を茅ヶ崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議に關すること。</p>

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会の運営業務		

事業概要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育事務を管理及び執行する合議制の執行機関として教育委員会の運営全般を行います。</p> <p>なお、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則に基づき、茅ヶ崎市教育委員会の権限に属する事務を行っています。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (設置) 第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。・茅ヶ崎市教育委員会公告式規則・茅ヶ崎市教育委員会会議規則・茅ヶ崎市教育委員会傍聴規則・茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会表彰・感謝状及び栄典事務		

事業概要	<p>茅ヶ崎市教育委員会表彰規程により、茅ヶ崎市の教育の振興及び発展に貢献した方並びに他の模範となる行為のあった方を表彰します。</p> <p>教育に関する功労のあった方への感謝状の贈呈を行います。</p> <p>日本国憲法に基づく国の栄典の授与として、国家又は公共に対しての功労のある方を表彰するための叙位・叙勲の制度があり、教育分野について申請を行います。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市教育委員会表彰規程</p> <p>(目的) 第1条 この告示は、他に定めがあるもののほか、茅ヶ崎市の教育の振興及び発展に貢献したもの並びに他の模範となる行為のあった者を表彰することを目的とする。</p> <p>(表彰の範囲) 第2条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育及び社会教育の振興、研究又は改善に努め、特にその功労の顕著なもの (2) 勤務成績が優秀な者で職務上模範と認められる行為のあったもの (3) 学業、行動等において他の模範と認められる児童又は生徒 (4) その他表彰に値すると認められるもの <p>(表彰の方法) 第3条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。</p> <p>(表彰の選考) 第4条 表彰の選考は、教育長の推薦に基づいて教育委員会が行う。</p> <p>(表彰の時期) 第5条 表彰は、毎年11月1日に行う。ただし、特に必要があると認めるときは、同日以外の日においても行うことができる。</p> <p>(委任) 第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。</p> <p><栄典> 日本国憲法 第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。 二 国会を召集すること。 三 衆議院を解散すること。 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。 七 栄典を授与すること。 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。 九 外国の大使及び公使を接受すること。 十 儀式を行うこと。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市教育委員会表彰者内申要綱 ・茅ヶ崎市教育委員会感謝状贈呈基準

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会予算決算事務		

事業概要	<p>教育委員会の予算・決算に関する総合調整と資料の作成を行います。</p> <p>また、学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする地方教育費調査を実施し国へ報告します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	(地方教育費調査) ・統計法 第19条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育大綱策定事務		

事業概要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の大綱を策定します。</p> <p>なお、策定にあたっては、同法第1条の4第1項に定める市長と教育委員会で構成する茅ヶ崎市総合教育会議において協議します。</p> <p>○次期大綱の策定及び教育基本計画の中間見直しにあたっての留意点</p> <p>【H26年7月17日 文科省初等中等教育局長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（通知）】</p> <p>上記通知で、「地方公共団体で、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと」としています。</p> <p>本市には教育基本計画があり、同計画を策定する際、市長部局を含め、関係部課かいと協議・調整し、庁議やパブリックコメント等の手続を踏まえています。そのため、総合教育会議を踏まえ、当該計画をもって大綱に代えることは可能と考えます。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (大綱の策定等)</p> <p>第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。</p> <p>3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。</p> <p>（総合教育会議）</p> <p>第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。</p> <p>一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策</p> <p>二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置</p> <p>・茅ヶ崎市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 (教育委員会職員の補助執行)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務を茅ヶ崎市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の3第1項に規定する大綱に関すること。</p> <p>(6) 略</p>

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育基本計画策定事務		

事業概要	<p>教育基本法第17条2項に基づき、教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育におけるそれぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として「茅ヶ崎市教育基本計画（以下「計画」という。）」を策定又は改訂します。</p> <p>○次期大綱の策定及び教育基本計画の中間見直しにあたっての留意点</p> <p>【H26年7月17日 文科省初等中等教育局長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（通知）】</p> <p>上記通知で、「地方公共団体で、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと」としています。</p> <p>本市には教育基本計画があり、同計画を策定する際、市長部局を含め、関係部課かいと協議・調整し、府議やパブリックコメント等の手続を踏まえています。そのため、総合教育会議を踏まえ、当該計画をもって大綱に代えることは可能と考えます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・教育基本法 (教育振興基本計画)</p> <p>第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p> <p>・茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 (所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。</p>

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会の点検・評価に関する事務		

事業概要	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、公表します。</p> <p>なお、本市の点検・評価は、教育大綱及び教育基本計画の進行管理と点検・評価を一体的に実施しています。また、同法において教育委員会が行う点検・評価に対して、「学識経験者の知見の活用を図る」としていることから、本市では教育基本計画審議会の知見の活用を図っています。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等) <p>第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則 (所掌事項) <p>第2条 審議会は、茅ヶ崎市の教育に関する基本計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。</p> <p>根拠法令 抜粋</p>
------------	----	---

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	労働安全衛生に係る事務		

事業概要	<p>労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、会議や職場巡視を行います。</p> <p>衛生委員会では、職員の健康障害を防止するための対策や、健康の保持増進を図るための対策、公務災害の原因及び再発防止対策に関することを調査審議します。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・労働安全衛生法 (事業者等の責務)</p> <p>第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけではなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。</p> <p>・労働安全衛生規則 (委員会の会議)</p> <p>第二十三条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月一回以上開催するようにしなければならない。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市職員安全衛生管理規則 ・教育委員会衛生委員会運営要綱

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	会計年度任用職員の人事管理事務		

事業概要	教育委員会事務局及び小中学校等の会計年度任用職員に関する人事や給与、労務災害等の処理を行います。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・地方公務員法・茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例・茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則・茅ヶ崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則・労働者災害補償保険法

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会事務局及び小中学校に係る総務事務		

事業概要	教育委員会事務局及び小中学校に関する庶務事務を行うほか、規則等の制定・改廃や公印の管理、文書の発送等を行います。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">茅ヶ崎市教育委員会公告式規則茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程茅ヶ崎市教育委員会公印規則

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会所属職員の人事管理事務		

事業概要	教育委員会事務局及び小中学校等の正規職員に関する人事や給与、公務災害等の処理を行います。
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・地方公務員法・地方公務員災害補償法・労働基準法・茅ヶ崎市職員給与条例・茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例・茅ヶ崎市職員服務規程

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育施策の総合調整に関する事務		

事業概要	<p>新たな教育課題や法制度の施行等により、教育委員会事務局各課が所管する業務のうち、重要度の高い業務を対象に教育委員会としての考え方や体制（施策の方向性、対応する課の設定など）を整理します。令和6年度の内容は次のとおりです。</p> <p>なお、当該事務の対象となる業務については、事務局各課からの相談を踏まえ、当課で決定します。</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員の働き方改革プランの策定支援・教育DXのさらなる推進
------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	教育委員会所管施設の産業廃棄物適正処理事業		

事業概要	小中学校や教育委員会所管の施設から排出される産業廃棄物を適正に廃棄します。
------	---------------------------------------

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 　　処理責任（法第3条、第11条） 　　産業廃棄物処理基準の遵守（法第12条第1項） 　　産業廃棄物保管基準の遵守（法第12条第2項） 　　産業廃棄物委託基準等の遵守（法第12条第5項～第7項） 　　産業廃棄物管理票（マニュフェスト）交付義務（法第12条の3）

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	小中学校の運営・維持のための事務		

事業概要	<p>市立小中学校の運営・維持に必要な財源を確保し、配当します。</p> <p>特別支援学級の運営に必要な財源を確保し、児童一人一人に応じた教材を整備し、学校生活を送れるようにします。</p> <p>総合的な学習の時間の実施にあたり必要とする教材等の調達にかかる財源を確保し、学習に必要な環境を整えます。</p> <p>また、学校文書のファイリングシステム維持のため、研修の実施や各校の巡回を行います。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・学校教育法</p> <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p> <p>(予算再配当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市財務規則 <p>第25条 市立小学校及び中学校に係る歳出予算の執行管理を所掌する教育委員会の課等の長は、前条の規定により配当された歳出予算を、次に掲げる経費に限り、市立小学校及び中学校の校長に再度配当することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 賃 金 (2) 報償費 (3) 需用費のうち消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料及び飼料費 (4) 役務費のうち通信運搬費及び手数料 (5) 備品購入費

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	小中学校の備品等の整備に係る事務		

事業概要	<p>小中学校の図書館用の図書や理科教育設備をはじめとする各種備品について更新を進め、教育環境を充実させます。また、児童及び生徒用の机・椅子については、買換のみではなく修繕も視野に入れながら、効率的に整備を進めます。</p>
------	--

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法 <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p>

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	小中学校の義務教育教材の整備に係る事務		

事業概要	国が策定した「教材備品指針」に基づいて、各学校の教育目標、教育課程や特色ある学校づくりなどの諸事情に対応して、弾力的・効果的な教材整備を図れるよう必要な教材を購入し、充実した授業になるよう必要な環境を整えます。
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法 <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p>

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	学校遊具・体育器具の点検、修繕及び更新に係る事務		

事業概要	<p>学校の遊具・体育器具は全体的に老朽化が進んでいます。児童・生徒が、遊具・器具を安全に使用できるように、定期的に点検を行うとともに、必要な修繕及び更新を進めています。</p>
------	---

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none">・学校教育法 <p>第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</p>

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育総務課
事務事業名	小中学校LGWAN構築に関する事務		

事業概要	<p>現在エクセルで管理している文書管理や財務会計の事務について、市役所本体が既に導入済みの文書管理システムを小中学校で利用できるよう学校にLGWAN環境を整備し、行政事務の効率化を図ります。</p>
------	--

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	